

2010年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組み  
に関する調査結果について（概要）

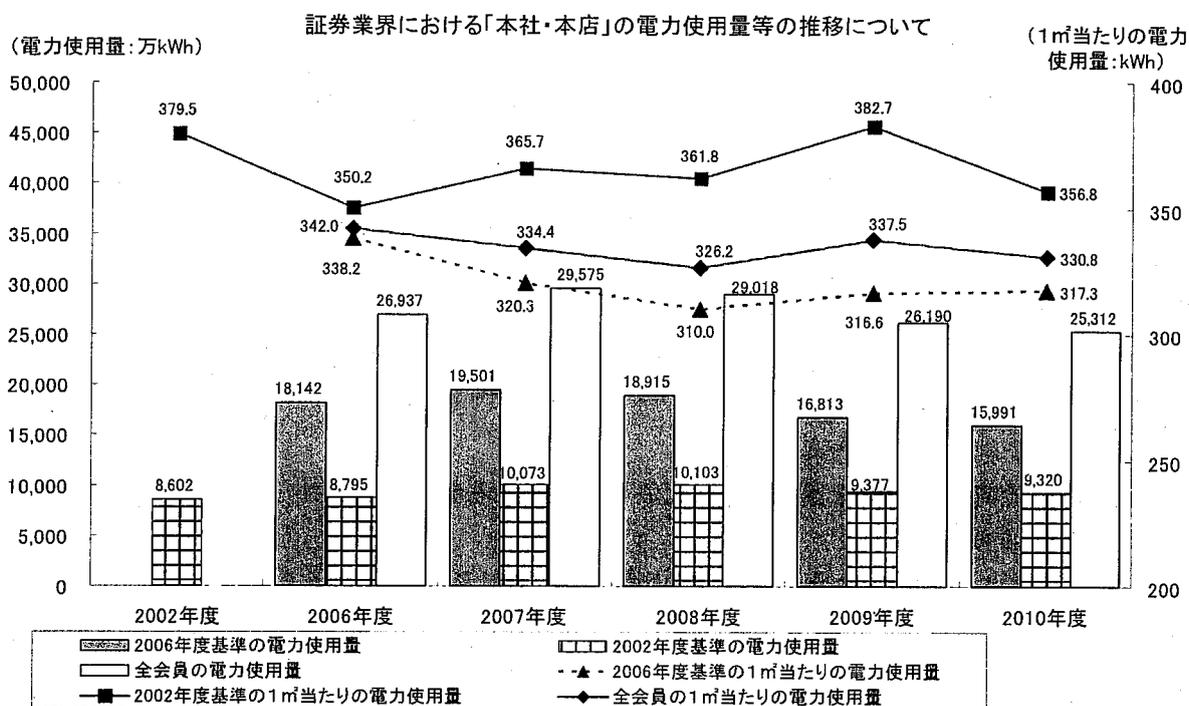
平成 23 年 11 月 15 日

日本証券業協会

## 1. 調査対象・調査期間

- 調査対象 会員証券会社等 283 社
- 調査期間 平成 23 年 6 月 30 日～平成 23 年 8 月 12 日

## 2. 2010年度（2010年4月1日～2011年3月31日）の「本社・本店」の電力使用量等



## (1) 2006年度基準の電力使用量等【対象 268 社、2012年度までに基準年度比6%減を目標】

- ① 「電力使用量」は、1億5,991万kWhとなり、基準年度比11.9%減、前年度比4.9%減。
- ② 「1㎡当たりの電力使用量」は、317.3kWhとなり、基準年度比6.2%減、前年度比0.2%増。

## (2) 2002年度基準の電力使用量等【対象 15 社、2012年度までに基準年度比12%減を目標】

- ① 「電力使用量」は、9,320万kWhとなり、基準年度比8.4%増、前年度比0.6%減。
- ② 「1㎡当たりの電力使用量」は、356.8kWhとなり、基準年度比6.0%減、前年度比6.8%減。

## (3) 全会員の電力使用量等【対象 283 社】

- ① 「電力使用量」は、2億5,312万kWhとなり、前年度比3.4%減。
- ② 「1㎡当たりの電力使用量」は、330.8kWhとなり、前年度比2.0%減。

3. 2010年度の「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等【対象 283社】

	2010年度
エネルギー使用量	13万494k l
電力使用量	4億5,515万 kWh
1㎡当たりの電力使用量	239.5kWh

4. 環境問題への取組みに関するアンケート調査

○ 「証券業を通じた取組み」、「地球温暖化対策」、「循環型経済社会の構築」、「社内教育及び啓発活動」及び「環境保護活動」などについて、アンケート調査を実施。

(1) 証券業を通じた取組みについて

- ① 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を行っている会員は82社（29.0%、前回調査80社、27.3%）。
- ② 「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」（74社）が最も多かった。

(2) 地球温暖化対策について

- ① 省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員は279社（98.6%、前回調査282社、96.2%）。
- ② 「照明の消灯による節電」（266社）、「空調の温度管理の徹底による節電」（260社）、「クールビズの導入」（259社）が多く、増加傾向であった。

(3) 循環型経済社会の構築について

- ① 環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる会員は273社（96.5%、前回調査281社、95.9%）。
- ② 「両面コピー等による紙使用量の削減等」（241社）が最も多く、「ごみの分別及びリサイクルの推進」（211社）、「物品等の長期使用」（209社）が続いている。

(4) 社内教育及び啓発活動について

- ① 環境問題に関し、啓発活動（社内教育）に取り組んでいる会員は161社（56.9%、前回調査135社、46.1%）と、大幅な増加となった。一方、社外への啓発活動を実施している会員は27社（9.5%、前回調査24社、8.2%）にとどまった。
- ② また、環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員は、72社（25.4%、前回調査59社、20.1%）であった。

(5) 環境保護活動について

- ① 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している会員は126社（44.5%、前回調査125社、42.7%）。
- ② 「エコキャップ運動の実施」（87社、前回調査72社）や「清掃活動の実施」（44社、前回調査50社）などが多く見られた。

以 上

## 2010年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組み に関する調査結果について

平成 23 年 11 月 15 日  
日本証券業協会

「証券業界の環境問題に関する行動計画」の取組みの実情を把握するため、同行動計画第8項（行動計画の検証）に定める定期調査として、2010年度（2010年4月1日～2011年3月31日）の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査を実施し、下記のとおり、会員各社からの回答結果を集計いたしましたので、お知らせいたします。

### 【 調 査 概 要 】

- ・調査対象 会員証券会社等 283 社  
※調査実施時（平成 23 年 6 月 30 日現在）の対象会員証券会社等 292 社について、脱退等により会員権が消滅した証券会社等 8 社及び同年 4 月 1 日以後に新たに加入した会員証券会社 1 社を調査対象から除外している。
- ・調査期間 平成 23 年 6 月 30 日～平成 23 年 8 月 12 日

### 【 調 査 結 果 】

#### 1. 2010年度の「本社・本店」の電力使用量等について（調査対象 283 社）

(1) 2006年度を基準年度とする会員の「本社・本店」の電力使用量等（基準年度比）

(小数点第2位四捨五入)

	2010年度 (平成22年度)	基準年度(2006年度)比		2006年度 (平成18年度)
		増減値	増減比率	
会員数(社)	268	2	0.8%	266
電力使用量(kWh)	159,918,238	▲ 21,503,492	▲11.9%	181,421,731
総床面積(m <sup>2</sup> )	503,928	▲ 32,495	▲6.1%	536,423
1m <sup>2</sup> 当たりの電力使用量(kWh)	317.3	▲ 20.9	▲6.2%	338.2

(2) 2002年度を基準年度とする会員の「本社・本店」の電力使用量等（基準年度比）

(小数点第2位四捨五入)

	2010年度 (平成22年度)	基準年度(2002年度)比		2002年度 (平成14年度)
		増減値	増減比率	
会員数(社)	15	▲ 1	▲6.3%	16
電力使用量(kWh)	93,205,625	7,183,695	8.4%	86,021,930
総床面積(m <sup>2</sup> )	261,240	34,586	15.3%	226,654
1m <sup>2</sup> 当たりの電力使用量(kWh)	356.8	▲ 22.7	▲6.0%	379.5

(3) 全会員の「本社・本店」の電力使用量等（前年度比）

(小数点第2位四捨五入)

	2010年度 (平成21年度)	前年度(2009年度)比		2009年度 (平成21年度)
		増減値	増減比率	
会員数(社)	283	▲ 10	▲ 3.4%	293
電力使用量(kWh)	253,123,863	▲ 8,783,071	▲ 3.4%	261,906,934
総床面積(m <sup>2</sup> )	765,168	▲ 10,924	▲ 1.4%	776,092
1m <sup>2</sup> 当たりの電力使用量(kWh)	330.8	▲ 6.7	▲ 2.0%	337.5

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

【参考】証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標について

証券業界としての環境問題への取組みの一環として、地球温暖化防止を目的としたCO<sub>2</sub>排出量削減のために、電力使用量について、以下の数値目標を設定しております。

また、証券業界における電力使用量等の推移等は、別添のとおりです。

【数値目標】

- ① 新たに取り組む会員証券会社については、2006年度の本社・本店(本社機能を有する施設を含む「以下同じ」)における使用量を基準に2008年度から2012年度までに6%の削減を目指す。
- ② これまでに取り組んでいる会員証券会社については、2002年度の本社・本店における使用量を基準に2003年度から2012年度までに12%の削減を目指す。

(注) 会員証券会社の経営規模の拡大又は縮小等により、会員証券各社における本社・本店の使用床面積の増減があった場合においても、床面積当たりの電力使用量が、上記①及び②に掲げた削減目標を達成するよう留意する。

2. 2010年度の「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等について(調査対象283社)

(小数点第2位四捨五入)

	2010年度 (平成22年度)	前年度(2009年度)比		2009年度 (平成21年度)
		増減値	増減比率	
会員数(社)	283	▲ 10	▲ 3.4%	293
エネルギー使用量(kl)	130,494	▲ 2,890	▲ 2.2%	133,384
電力使用量(kWh)	455,159,160	▲ 11,368,603	▲ 2.4%	466,527,763
総床面積(m <sup>2</sup> )	1,900,270	▲ 1,378	▲ 0.1%	1,901,649
1m <sup>2</sup> 当たりの電力使用量(kWh)	239.5	▲ 5.8	▲ 2.4%	245.3

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

### 3. 環境問題への取組みについて（調査対象 283 社）

#### （1）証券業を通じた取組みについて

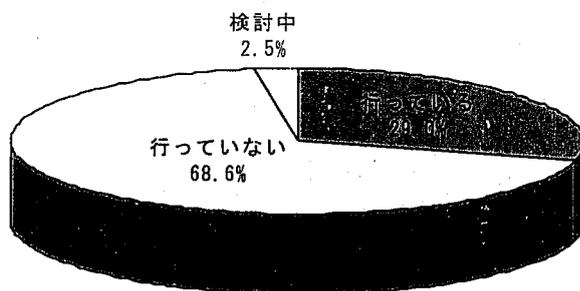
##### ① 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等について

調査対象会員 283 社のうち、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を「行っている」会員は、82 社（29.0%）となり、一方、「行っていない」会員は、194 社（68.6%）となった。（表 1-1・図 1-1 参照）

[表 1-1 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等について]

環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等について	会員数（社）	比率
行っている	82	29.0%
行っていない	194	68.6%
検討中	7	2.5%
合計	283	100.0%

図 1-1 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等について



なお、「2009 年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査結果について」（平成 22 年 11 月 16 日公表、以下「前回調査」といいます。）において、調査対象会員 293 社のうち、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を「行っている」会員は 80 社（27.3%）、「行っていない」会員は 204 社（69.6%）であった。

② 開発・提供等の実施状況（複数回答）

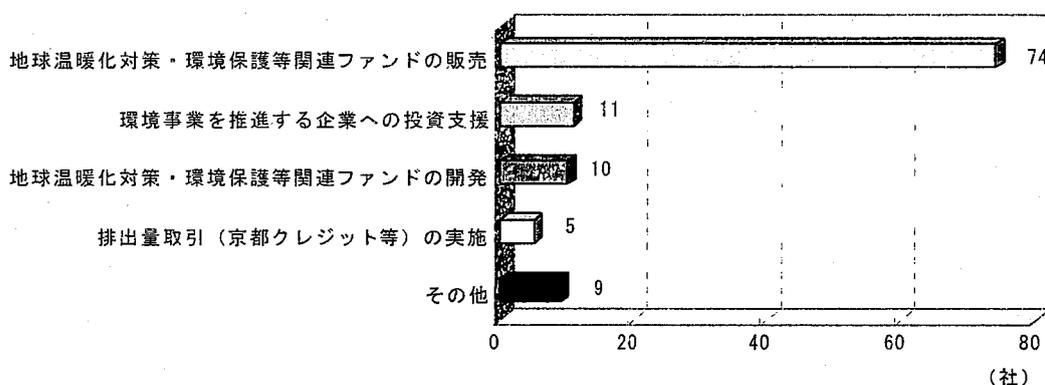
環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等を行っている会員82社の実施状況を見ると、「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」を行っている会員が74社と最も多く、「環境事業を推進する企業への投資支援」（11社）及び「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの開発」（10社）が続いている。それ以外は「排出量取引（京都クレジット等）の実施」（5社）となっている。（表1-2・図1-2 参照）

[表1-2 開発・提供等の実施状況（複数回答）]

開発・提供等の実施状況	会員数（社）	比率
地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売	74	90.2%
環境事業を推進する企業への投資支援	11	13.4%
地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの開発	10	12.2%
排出量取引（京都クレジット等）の実施	5	6.1%
その他	9	11.0%
環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を行っている会員	82	-

(注) 比率は、対象回答会員数（82社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図1-2 開発・提供等の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等を行っている」と回答した会員 80 社のうち、「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」と回答した会員が 72 社、「環境事業を推進する企業への投資支援」と回答した会員が 12 社、「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの開発」と回答した会員が 9 社、「排出量取引(京都クレジット等)の実施」と回答した会員が 5 社であった。(いずれも複数回答)

【参 考】その他の開発・提供等の実施状況

- ・ 次に掲げる環境に関係する商品の組成・販売、又は売出し等【5社】
  - ① グループ企業における環境保全等関連ファンドの開発、運用
  - ② 世界銀行など国際金融機関が発行する債券で資金使途を環境関連に限定した商品
  - ③ エコボンド（債券発行と排出権取引の仕組みを融合した金融商品。発行体、投資家、証券会社がそれぞれ資金調達、債券投資、債券引受・排出権取引を通じて地球環境問題への貢献が可能となるもの）
  - ④ グリーン世銀債、ウォーター・ボンド、エコロジーボンド
- ・ SRI（社会的責任投資）ファンドについての情報提供
- ・ 環境省が実施する「自主参加型国内排出量取引制度」に電子取引システムを提供し、総合研究所を通じて取引所が予定している排出権取引市場創出に関するコンサルティング業務等の実施
- ・ 総合研究所（グループ会社）によるグリーン・イノベーションサイトの提供
- ・ 顧客のニーズに応じた金融商品の開発・提供等

(2) 地球温暖化対策について

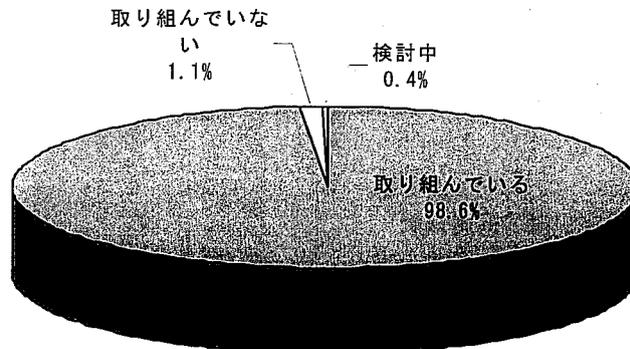
① 省資源・省エネルギー対策の取組みについて

調査対象会員 283 社のうち、ペーパーレス化の促進、節電及び省電力機器の導入など、省資源・省エネルギー対策に「取り組んでいる」会員は、279 社 (98.6%) となり、大多数の会員が積極的に取り組んでいる。一方、「取り組んでいない」会員は、3 社 (1.1%) となった。(表 2-1・図 2-1 参照)

[表 2-1 省資源・省エネルギー対策の取組みについて]

省資源・省エネルギー対策の取組み	会員数(社)	比率
取り組んでいる	279	98.6%
取り組んでいない	3	1.1%
検討中	1	0.4%
合 計	283	100.0%

図 2-1 省資源・省エネルギー対策の取組みについて



なお、前回調査において、調査対象会員 293 社のうち、省資源・省エネルギー対策に「取り組んでいる」会員は 282 社 (96.2%)、「取り組んでいない」会員は 5 社 (1.7%) であった。

② 省資源・省エネルギー対策の取組状況（複数回答）

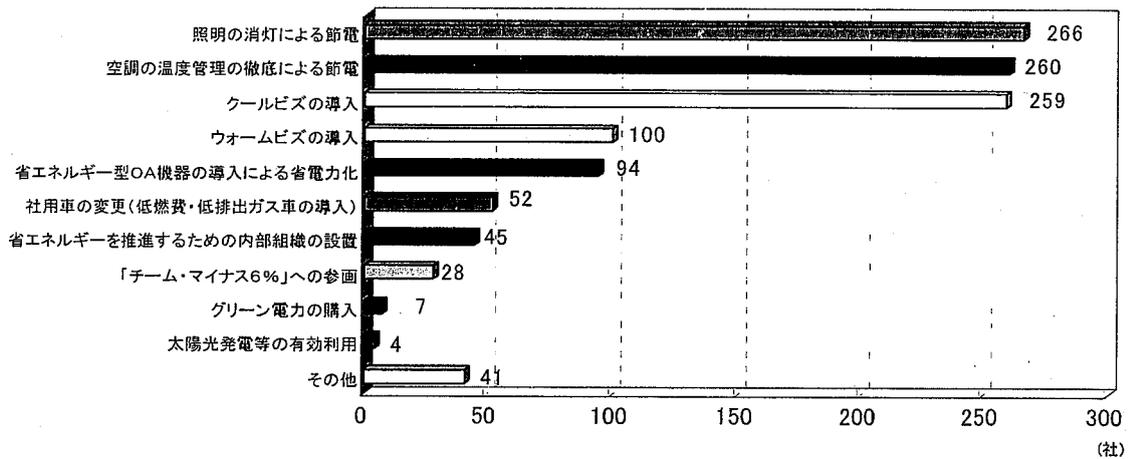
省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員 279 社の取組状況を見ると、「照明の消灯による節電」が 266 社と最も多く、「空調の温度管理の徹底による節電」が 260 社、「クールビズの導入」(259 社)が続いている。それ以外は、「ウォームビズの導入」が 100 社、「省エネルギー型 O A 機器の導入による省電力化」(94 社)、「社用車の変更 (低燃費・低排出ガス車の導入)」(52 社)、「省エネルギーを推進するための内部組織の設置」(45 社)、「『チーム・マイナス 6%』への参画」(28 社)、「グリーン電力の購入」(7 社)、「太陽光発電等の有効利用」(4 社)等となっている。(表 2-2・図 2-2 参照)

[表2-2 省資源・省エネルギー対策の取組状況（複数回答）]

省資源・省エネルギー対策の取組状況	会員数（社）	比率
照明の消灯による節電	266	95.3%
空調の温度管理の徹底による節電	260	93.2%
クールビズの導入	259	92.8%
ウォームビズの導入	100	35.8%
省エネルギー型OA機器の導入による省電力化	94	33.7%
社用車の変更（低燃費・低排出ガス車の導入）	52	18.6%
省エネルギーを推進するための内部組織の設置	45	16.1%
「チーム・マイナス6%」への参画	28	10.0%
グリーン電力の購入	7	2.5%
太陽光発電等の有効利用	4	1%
その他	41	14.7%
省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員	279	-

(注) 比率は、対象回答会員数（279社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図2-2 省資源・省エネルギー対策の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる」と回答した会員 282社のうち、「照明の消灯による節電」と回答した会員は240社、「クールビズの導入」と回答した会員は238社、「空調の温度管理の徹底による節電」と回答した会員は224社であった。（いずれも複数回答）

## 【参 考】その他の省資源・省エネルギー対策の取組状況

### (電気機器全般)

- ・ コピー機、プリンター、クライアントPC及びモニターなど各種事務機器の未使用時・一定時間離席時の電源オフ、省エネモードの設定【6社】
- ・ 月3回、18時にPC強制シャットダウン
- ・ 退社時にコピー、プリンター、PCの電源オフ
- ・ 電気使用のピーク時間帯における節電

### (照明器具関係)

- ・ 蛍光灯等照明の間引き【9社】
- ・ 省エネルギー型照明灯への交換、省エネタイプLED照明への切替え等による省電力化【6社】
- ・ 照明の照度を落とす。【2社】
- ・ 共有部分の消灯協力

### (空調関係)

- ・ 空調の温度(例えば28度)管理の徹底【3社】
- ・ ブラインド・日よけによる空調の効率化【2社】
- ・ 午後5時以降等の空調の原則停止【2社】
- ・ 空調の一部停止、空調スケジュールの変更【2社】
- ・ 地域冷暖房プラントの利用
- ・ 省エネルギー空調機への交換、空調機稼動時間の短縮・空調室温管理者の設置
- ・ 空調フィルタの交換

### (紙利用等関係)

- ・ 使用済用紙(裏紙)の積極的な利用【3社】
- ・ スキャナーによる資料保存・送付等によるペーパーレス化の推進【2社】
- ・ 液晶ペンタブレットを用いたペーパーレス会議システムの導入等、又は会議室におけるプロジェクターの設置によるペーパーレス会議の推進【2社】
- ・ 帳票類の電子化【2社】
- ・ 電子りん議の導入
- ・ プリンター・ユーザー認証システム(個人別にプリント枚数を管理でき、かつ印刷指示実行後にも不要な印刷指示を削除可能とする仕組み)の導入
- ・ FAXのペーパーレス化

### (その他)

- ・ 「チャレンジ25宣言」への参画【3社】
- ・ 夏季における有給休暇、長期休暇の取得の促進【3社】
- ・ 就業時間終了後早期の退社を促進・徹底【3社】
- ・ 自動販売機の撤去・夜間等節電【2社】
- ・ 社内冷蔵庫の温度設定の見直し等【2社】
- ・ エコ通勤優良事業所認定取得(登録済)

- ・ アイドリング・ストップの推進
- ・ 営業者の急加速・急発進の抑制及びエコドライブを心掛ける
- ・ トイレにおけるエアータオルの導入など、ペーパーレス化の実施
- ・ 事務所移転を期に、様々な節電を実施（エアコン・照明自動点灯消灯システム導入、省エネ機器導入、トイレ・階段照明の人感センサー導入、PC台数削減等）
- ・ 自動販売機の消灯及び冷却停止時間の延長
- ・ エレベーターの使用制限
- ・ 自動ドアの停止

### (3) 循環型経済社会の構築について

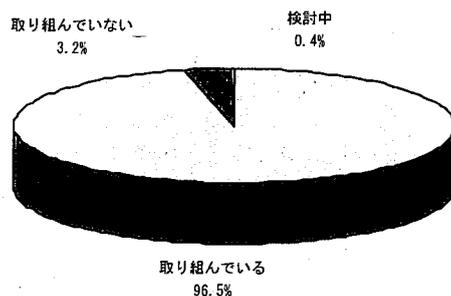
#### ① 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて

調査対象会員 283 社のうち、環境への負荷を軽減して生産された紙の利用促進又は廃棄物に係る分別回収の徹底など、環境負荷の軽減、資源の再利用に「取り組んでいる」会員は、273 社 (96.5%) となり、大多数の会員が積極的に取り組んでいる。一方、「取り組んでいない」会員は、9 社 (3.2%) となった。(表 3-1・図 3-1 参照)

[表 3-1 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて]

環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて	会員数 (社)	比率
取り組んでいる	273	96.5%
取り組んでいない	9	3.2%
検討中	1	0.4%
合計	283	100.0%

図 3-1 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況



なお、前回調査において、調査対象会員 293 社のうち、環境負荷の軽減、資源の再利用に「取り組んでいる」会員は 281 社 (95.9%)、「取り組んでいない」会員は 11 社 (3.8%) であった。

② 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況（複数回答）

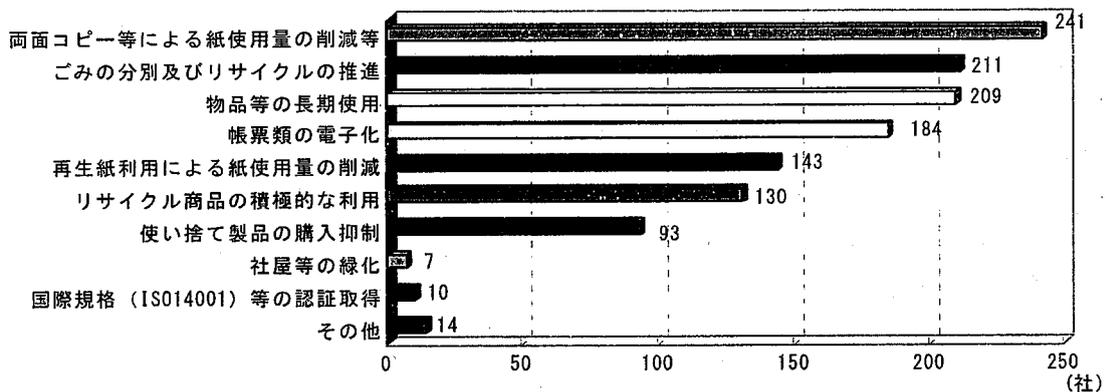
環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる会員 273 社の取組状況を見ると、「両面コピー等による紙使用量の削減等」が 241 社と最も多く、「ごみの分別及びリサイクルの推進」（211 社）、「物品等の長期使用」（209 社）が続いている。それ以外は、「帳票類の電子化」（184 社）、「再生紙利用による紙使用量の削減」（143 社）、「リサイクル商品の積極的な利用」（130 社）、「使い捨て製品の購入抑制」（93 社）等となっている。（表 3-2・図 3-2 参照）

[表 3-2 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況（複数回答）]

環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況	会員数	比率
両面コピー等による紙使用量の削減等	241	88.3%
ごみの分別及びリサイクルの推進	211	77.3%
物品等の長期使用	209	76.6%
帳票類の電子化	184	67.4%
再生紙利用による紙使用量の削減	143	52.4%
リサイクル商品の積極的な利用	130	47.6%
使い捨て製品の購入抑制	93	34.1%
社屋等の緑化	7	2.6%
国際規格（ISO14001）等の認証取得	10	3.7%
その他	14	5.1%
環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みを行っている会員	273	-

（注） 比率は、対象回答会員数（273 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 3-2 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる」と回答した会員281社のうち、「両面コピー等による紙使用量の削減等」と回答した会員は239社、「ごみの分別及びリサイクルの推進」と回答した会員は217社、「物品等の長期使用」と回答した会員は203社、「帳票類の電子化」と回答した会員は177社、「再生紙利用による紙使用量の削減」と回答した会員は136社、「リサイクル商品の積極的な利用」と回答した会員は98社、「使い捨て製品の購入抑制」と回答した会員は85社であった。(いずれも複数回答)

【参 考】その他の環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況について

- ・ コピー機認証システムの導入による印刷ミス、紙・トナーの使用量の削減【2社】
- ・ 機密文書のリサイクル処理
- ・ 冊子、パンフレット制作等における、植物性大豆油インクなど環境配慮型製品の使用
- ・ プロジェクターの使用による会議資料のペーパーレス化
- ・ 自動水栓
- ・ トイレにおける雑用水の使用
- ・ グリーン購入グリーン購入の推進、排出権購入によるカーボンオフセット
- ・ 本社移転時の廃棄物リサイクル推進
- ・ マイコップの利用促進
- ・ マグカップを社員に配布することによる紙コップ使用抑制
- ・ 空調・冷蔵庫等の環境配慮型への変更
- ・ 新聞やダンボール類などの自治体処理センターへの持込み
- ・ 植林につながるコピー用紙の購入
- ・ 給湯器の使用停止

(4) 社内教育及び啓発活動について

① 社内における啓発活動（社内教育）について

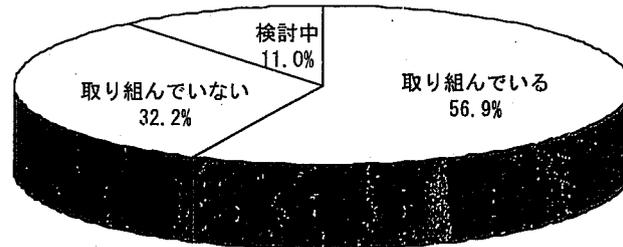
i. 環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて

調査対象会員 283 社のうち、役員及び社員の認識の向上を図るため、環境問題に関する啓発活動に「取り組んでいる」会員は、161 社 (56.9%) となり、半数以上の会員が積極的に取り組んでいる。一方、「取り組んでいない」会員は、91 社 (32.2%) となった。(表 4-1・図 4-1 参照)

[表 4-1 環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて]

環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて	会員数（社）	比率
取り組んでいる	161	56.9%
取り組んでいない	91	32.2%
検討中	31	11.0%
合 計	283	100.0%

図4-1 環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて



なお、前回調査において、調査対象会員 293 社のうち、環境問題に関する啓発活動（社内教育）に「取り組んでいる」会員は 135 社（46.1%）、「取り組んでいない」会員は 106 社（36.2%）であった。

ii. 環境問題に関する啓発活動の取組みについて（複数回答）

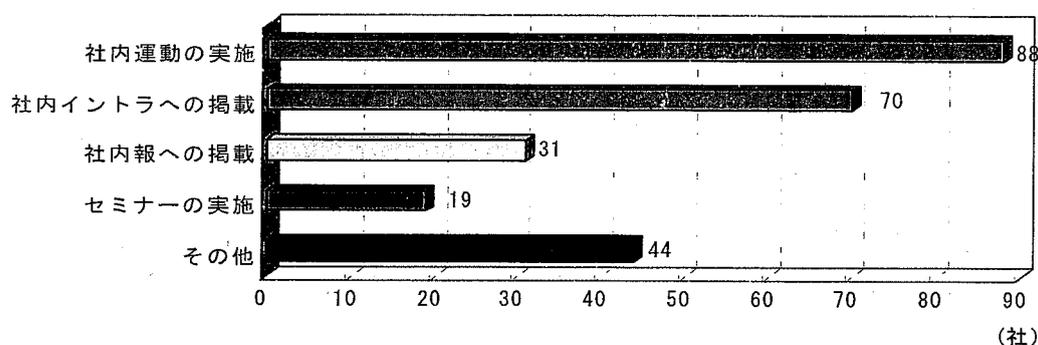
環境問題に関する啓発活動に取り組んでいる会員 161 社の取組状況を見ると、「社内運動の実施」が 88 社と最も多く、「社内イントラへの掲載」（70 社）が続いている。それ以外は、「社内報への掲載」（31 社）、「セミナーの実施」（19 社）等となっている。（表 4-2・図 4-2 参照）

[表 4-2 環境問題に関する啓発活動の取組状況（複数回答）]

環境問題に関する啓発活動の取組状況	会員数（社）	比率
社内運動の実施	88	54.7%
社内イントラへの掲載	70	43.5%
社内報への掲載	31	19.3%
セミナーの実施	19	11.8%
その他	44	27.3%
環境問題に関する啓発活動に取り組んでいる会員	161	-

（注） 比率は、対象回答会員数（161 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 4-2 環境問題に関する啓発活動の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境問題に関する啓発活動（社内教育）に関する啓発活動に取り組んでいる」と回答した会員 135 社のうち、「社内運動の実施」と回答した会員は 68 社、「社内イントラへの掲載」と回答した会員は 61 社、「社内報への掲載」と回答した会員は 27 社、「セミナーの実施」と回答した会員は 17 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境問題に関する啓発活動の取組状況

（体験学習等）

- ・ 高尾山での環境保全を考える体験教室の主催（社員・家族対象、間伐体験や植物観察）
- ・ 「どんぐりキューブをつくってみよう」講座（身近な自然から環境問題や生物多様性について学ぶ体験講座）の共催（社員等対象）
- ・ 自然エネルギーの勉強に取り組んでいる
- ・ 鎌倉海岸清掃、高尾山清掃ハイキングの実施
- ・ 県・自治体・商工会議所の実施するエコロジー研修や企画への参加

（社内研修・社内周知等）

- ・ 社内通達、社内掲示、社内回覧、社内メール等の発信、社内での注意喚起の実施【18社】
- ・ 部店長会議、全体会議、朝礼、マネージャーズミーティング（各部長を対象とした全体会議）など定期的な会議等における示達、周知徹底【11社】
- ・ 社内ポスター等の掲示【6社】
- ・ （サテライト放送や e-Learning を通じた）社内研修の実施
- ・ ISO14001 基礎研修の実施
- ・ 入社時に行うトレーニング・コースの一環として、コピー機・FAXの使用ではなく電子メールでの送付を促進するレクチャーの実施
- ・ 環境保護団体への継続寄付
- ・ トイレ等に節電協力の掲示表の設置
- ・ 親会社でグループ会社参加型の環境ワークショップを開催している。また、グループ会社もアク

セスできる社内 WEB による参加の呼びかけ

- ・ こまめな照明の消灯、退社時に OA 機器の電源を切る、ごみの分別等を徹底するように呼びかけ

(その他)

- ・ 両面コピー利用の奨励【2社】
- ・ 印刷プレビューの確認による紙使用量の削減
- ・ 親会社グループ主導による、国内におけるグループ全体の省エネルギー対策等に向けた取組みへの参加
- ・ グループ会社として「環境問題」の公開講座に協賛

## ② 社外に対する啓発活動について

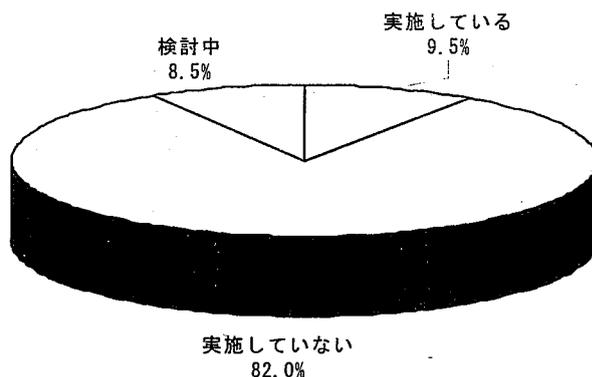
### i. 環境問題を広く認識してもらうための取組みについて

調査対象会員 283 社のうち、投資家をはじめ社会全体に向けて、環境問題を広く認識してもらうための取組みを「実施している」会員は、27 社 (9.5%) となり、一方、「実施していない」会員は、232 社 (82.0%) となった。(表 4-3・図 4-3 参照)

[表 4-3 環境問題を広く認識してもらうための取組みについて]

環境問題を広く認識してもらうための取組みについて	会員数 (社)	比率
実施している	27	9.5%
実施していない	232	82.0%
検討中	24	8.5%
合 計	283	100.0%

図 4-3 環境問題を広く認識してもらうための取組みについて



なお、前回調査において、調査対象会員 293 社のうち、環境問題を広く認識してもらうための取組みを「実施している」会員は 24 社 (8.2%)、「実施していない」会員は 248 社 (84.6%) であった。

ii. 環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況 (複数回答)

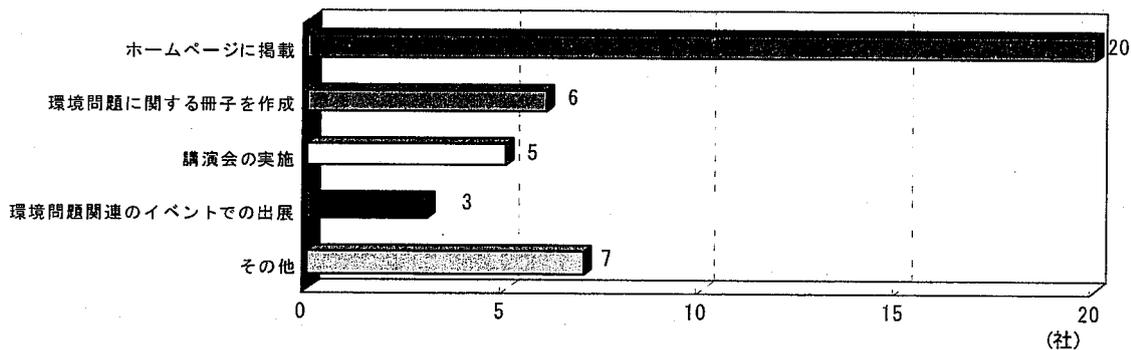
環境問題を広く認識してもらうための取組みを実施している会員 27 社の取組状況を見ると、「ホームページに掲載」が 20 社と最も多く、「講演会の実施」(6 社)が続いている。それ以外は、「環境問題に関する冊子を作成」(5 社)及び「環境問題関連のイベントでの出展」(3 社)等となっている。(表 4-4・図 4-4 参照)

[表 4-4 環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況 (複数回答)]

環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況	会員数 (社)	比率
ホームページに掲載	20	74.1%
環境問題に関する冊子を作成	6	22.2%
講演会の実施	5	18.5%
環境問題関連のイベントでの出展	3	11.1%
その他	7	25.9%
環境問題を広く認識してもらうための取組みを実施している会員	27	-

(注) 比率は、対象回答会員数 (27 社) を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 4-2 環境問題に関する啓発活動の取組状況 (複数回答)



なお、前回調査において、「環境問題を広く認識してもらうための取組みを実施している」と回答した会員 24 社のうち、「ホームページに掲載」と回答した会員が 16 社、「講演会の実施」と回答した会員が 10 社、「環境問題に関する冊子を作成」と回答した会員が 9 社、「環境問題関連のイベントでの出展」と回答した会社が 5 社であった。(いずれも複数回答)

【参 考】その他の環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況

- ・ 会社のホームページ及びCSRレポートなどにより公表
- ・ グループ会社と一体的に取組みを推進
- ・ 環境保護コマーシャル放送
- ・ 店頭掲示・社外掲示板への掲示
- ・ 子供向け環境啓発イベントの実施
- ・ CSR 関連ファンドの推進についてホームページに公表
- ・ ビル主催のライトダウンキャンペーンに賛同し全社的に参加

(5) 環境問題に対する取組状況の情報発信について

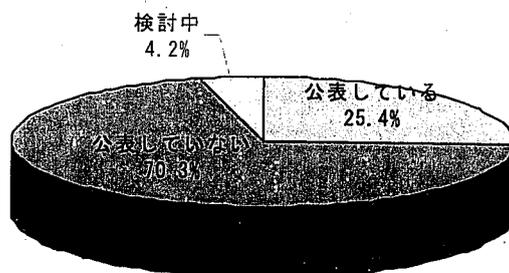
① 環境問題に対する自社の取組状況の公表について

調査対象会員 283 社のうち、環境問題に対する自社の取組状況を「公表している」会員は、72 社 (25.4%) となり、一方、「公表していない」会員は、119 社 (70.3%) となった。(表 5-1・図 5-1 参照)

[表 5-1 環境問題に対する自社の取組状況の公表について]

環境問題に対する自社の取組状況の公表について	会員数 (社)	比 率
公表している	72	25.4%
公表していない	199	70.3%
検討中	12	4.2%
合 計	283	100.0%

図5-1 環境問題に対する自社の取組状況の公表について



なお、前回調査において、調査対象会員 293 社のうち、環境問題に対する自社の取組状況を「公表している」会員は 59 社 (20.1%)、「公表していない」会員は 223 社 (76.1%) であった。

② 環境問題に対する自社の取組状況の公表方法 (複数回答)

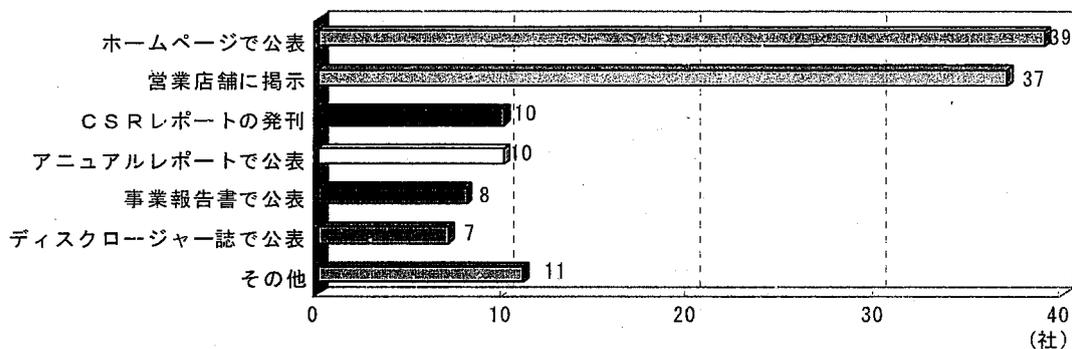
環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員 72 社の公表方法を見ると、「ホームページで公表」が 39 社と最も多く、「営業店舗に掲示」(37 社)が続いている。それ以外は、「CSR レポートの発刊」及び「アニュアルレポートで公表」(10 社)、「事業報告書で公表」(8 社)、「ディスクロージャー誌で公表」(7 社)等となっている。(表5-2・図5-2 参照)

[表5-2 環境問題に対する自社の取組状況の公表方法 (複数回答)]

環境問題に対する自社の取組状況の公表方法	会員数 (社)	比率
ホームページで公表	39	54.2%
営業店舗に掲示	37	51.4%
CSRレポートの発刊	10	13.9%
アニュアルレポートで公表	10	13.9%
事業報告書で公表	8	11.1%
ディスクロージャー誌で公表	7	9.7%
その他	11	15.3%
環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員	72	-

(注) 比率は、対象回答会員数 (72 社) を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図5-2 環境問題に対する自社の取組状況の公表方法（複数回答）



なお、前回調査において、「環境問題に対する自社の取組状況を公表している」と回答した会員59社のうち、「ホームページで公表」と回答した会員は33社、「営業店舗に掲示」と回答した会員は25社、「CSRレポートの発刊」と回答した会員は11社、「ディスクロージャー誌で公表」と回答した会員は10社、「事業報告書で公表」と回答した会員は8社、「アニュアルレポートで公表」と回答した会員は7社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】 その他の環境問題に対する自社の取組状況の公表方法

- ・ グループとしての取組状況、CSR関連ファンドの推進などについて、グループ会社のHP及びCSRレポートなどにより公表【4社】
- ・ 会社案内で公表
- ・ 受付窓口で公表
- ・ 対面説明時に口頭で説明
- ・ 店内に節電実施及び協力依頼のポスター掲示
- ・ 制御版に節電、水道蛇口に節水の呼びかけ等表示

(6) 環境保護活動について

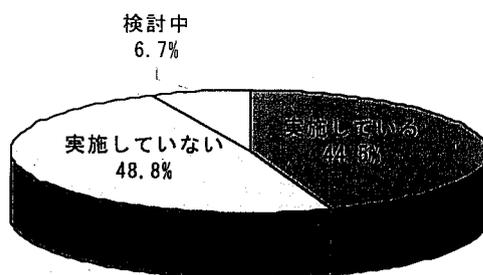
① 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について

調査対象会員 293 社のうち、地域社会及び他団体等が実施する環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を「実施している」会員は、126 社 (44.5%) となり、一方、「実施していない」会員は、138 社 (51.2%) となった。(表 6-1・図 6-1 参照)

[表 6-1 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について]

環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について	会員数 (社)	比率
実施している	126	44.5%
実施していない	138	48.8%
検討中	19	6.7%
合計	283	100%

図 6-1 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援について



なお、前回調査において、調査対象会員 293 社のうち、環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を「実施している」会員は 125 社 (42.7%)、「実施していない」会員は 150 社 (51.2%) であった。

② 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容 (複数回答)

環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している会員 126 社の実施内容を見ると、「『エコキャップ運動』(※)の実施」が 87 社と最も多く、「清掃活動の実施」(44 社)が続いている。それ以外は、「環境関係のボランティア参加」(29 社)、「環境保護団体 (NPO 法人) 等への活動支援」(25 社)、「衣類の寄付」(24 社)、「行政主催の環境美化運動への協力参加」(23 社)、「アルミ缶の回収・寄付」(22 社)、「その他リサイクル資源の寄付」(14 社)、「植林事業の実施」(11 社) 等を実施している。(表 6-2・図 6-2 参照)

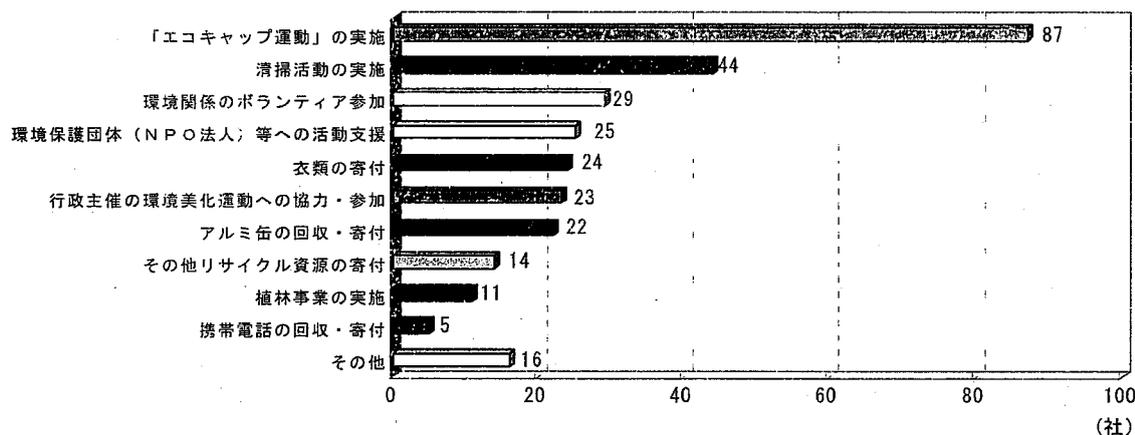
(※) エコキャップ運動…収集したペットボトルのキャップをリサイクル業者に売却し、その収益でワクチンを寄付する活動

[表 6-2 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容（複数回答）]

環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容	会員数（社）	比率
「エコキャップ運動」の実施	87	69.0%
清掃活動の実施	44	34.9%
環境関係のボランティア参加	29	23.0%
環境保護団体（NPO法人）等への活動支援	25	19.8%
衣類の寄付	24	19.0%
行政主催の環境美化運動への協力・参加	23	18.3%
アルミ缶の回収・寄付	22	17.5%
その他リサイクル資源の寄付	14	11.1%
植林事業の実施	11	8.7%
携帯電話の回収・寄付	5	4.0%
その他	16	12.7%
環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している会員	126	—

(注) 比率は、対象回答会員数（125社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 6-2 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援の実施内容（複数回答）



なお、前回調査において、「環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している」と回答した会員 125 社のうち、「『エコキャップ運動』の実施」と回答した会員は 72 社、「清掃活動の実施」と回答した会員は 50 社、「環境関係のボランティア参加」と回答した会員は 29 社、「行政主催の環境美化運動への協力参加」と回答した会員は 25 社、「環境保護団体（NPO法人）等への活動支援」と回答した会員は 21 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容

- ・ ライトダウンキャンペーンへの参加【2社】
- ・ 地域コミュニティ及び子ども達と協働で耕作放棄地の復田による無農薬米栽培により、湧水の浄化、生物多様性保護及び地域経済活性化のプロジェクトを社員ボランティア主導で実施【2社】
- ・ 公益信託日本経団連自然保護基金への寄付【2社】
- ・ 使用済切手の有効活用（ボランティア団体等への寄贈）【2社】
- ・ 町内会の環境美化運動への協力・参加
- ・ 企業グループとして、グループ会社と一体的に実施、参加・支援協力等（清掃活動、森林保全活動等の地域ボランティア活動を行う「グローバル・コミュニティ・デー」の毎年の実施など）
- ・ 一部のCSR関連ファンドについて、收受した委託者報酬の中から、社会貢献活動を行っている非営利団体、公益信託等の募金、基金等への寄付を実施
- ・ フリーマーケットへの参加
- ・ 新聞・雑誌のリサイクル
- ・ 環境問題に取り組む為に県内の小・中学生が中心となって、今日から出来るエコ活動を標語で宣言し、実行する「きょうエコプロジェクト」に係る地元新聞社主催への協賛
- ・ 「国連環境計画・金融イニシアティブ」、「国連グローバル・コンパクト」に加盟、「責任投資原則」、「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」に署名
- ・ 使用済みプリペイドカードの寄付
- ・ 東北復興支援・ボランティア活動
- ・ 再生紙、備品などで環境に配慮したものを意識して購入することを検討
- ・ 使用済切手の有効活用（ボランティア団体への寄贈）

(7) その他の環境問題への取組みについて

上記取組み以外の環境問題への取組みについては下記のとおりであった。

- ・ 個人用マグカップの利用による紙コップの使用抑制【2社】
- ・ ハンドドライヤーの利用によるペーパータオルの使用抑制【2社】
- ・ 扇風機の利用促進【2社】
- ・ 社有車の排出量に対し、相応の排出権を購入し、カーボンオフセットを実施
- ・ 閉鎖店舗の什器備品・部材のリサイクル
- ・ 水道の蛇口調整による節水等
- ・ ビル監視システムの作動確認（日常パトロール）
- ・ 冷暖房空調設備のシーズン毎のスケジュール調整
- ・ 階段の利用促進
- ・ LEEDオフィススタンダード導入やLEED CI GOLD認可取得
- ・ ビル管理会社が行う電力使用削減活動に準じた対処
- ・ デンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15をCOP15サイクリングツアーのメインスポンサーの1社に親会社となり、当社も日本で行われたイベントを支援
- ・ 一部社員が自主的に環境改善NPO法人活動に参加
- ・ アジア太平洋地域におけるグループ会社全体で、2006年～2012年までその地域のすべてのオフィ

スで使用するエネルギーを年率1%減らす目標を策定

**(8) 電力使用量等の削減に向けた、その他の会員の取組事例について【任意回答】**

上記取組みのほか、2010年度の電力使用量等について、前年度比(2009年度)で減少している会員に対し、その減少要因や、2009年度又はそれ以前において、電力使用量等の削減のために実施した対応策の内容等についてアンケート調査を行ったところ、大要下記のとおり回答(任意回答)があった(上記(1)から(7)までと重複している内容あり)。

**(空調・温度管理関係)**

- ・ 空調機器の温度管理の徹底・最適化【46社】
- ・ クールビズ、ウォームビズ、カジュアル・フライデーの導入など、軽装勤務の実施による空調機器の温度管理の徹底【28社】
- ・ 空調機器の稼働時間の短縮・抑制【9社】
- ・ (老朽化等による)省エネ型空調機器への入替え【6社】
- ・ 空調設備の定期的なフィルター掃除、空調室外機熱交換器の交換・洗浄【2社】
- ・ クールアースデーの導入

**(照明機器関係)**

- ・ 未使用時・帰宅時の事務室・会議室、共用部分などの照明の消灯・節電、点灯時間の変更【41社】
- ・ 電球・ハロゲンライトの蛍光灯への交換、LED照明等の低電力電球等への交換【10社】
- ・ 事務室、トイレ、廊下等における蛍光管球、蛍光灯の使用数の間引き・削減【6社】
- ・ 事務室、非常階段などにおける人感センサーによる自動消灯の導入など【3社】
- ・ 照明の照度の変更等
- ・ 自動販売機の消灯

**(PC等電気機器関係)**

- ・ 帰宅時・一定時間離席時・未使用時のPC、プリンター、コピー機、配電盤の電源オフ等による待機電源等の削減【18社】
- ・ 省エネ型のPC、複合機、液晶端末、UPS、その他の事務機器への入替え【9社】
- ・ PC、システム、OA機器、サーバ等の減少等の端末台数等の削減【9社】
- ・ サーバ機器のデータセンターへの移設、サーバの外部委託【2社】
- ・ 冷凍機運転の見直し
- ・ データセンターのコールド/ホットゾーンを分離するためのカーテンを設置
- ・ サーバ構成の簡素化
- ・ 自動販売機の撤去
- ・ 省エネ型サーバへの入替えなどシステムの見直し
- ・ OA機器の定期的なアップグレード

**(事務室・拠点の統廃合・従業員管理等)**

- ・ 部署・営業所・サーバールーム等の縮小・集約化・転貸・移転に伴うフロア利用の効率化【29社】
- ・ (省エネビルへの)本社移転、又は本社移転・分室の統廃合等による事務室スペースの集約・削

減等【19社】

※ 本社移転に伴う省エネ機器の導入、照明の人感センサーの導入、空調機器の入替え、地域冷暖房プラントの利用のほか、合併等による事務室移転等や、主要事業拠点の移転・集約などを含む。

- ・ 勤務時間管理（残業管理等）、出社時間・退出時間管理の徹底【11社】
- ・ 従業員の減少・削減【10社】
- ・ 事務室のレイアウト変更による効率化に向けた見直し（同一フロアのパーティション効果のある設備の撤去・移動等）【4社】
- ・ 本社機能の外部委託による削減

（その他）

- ・ 従業員の節電等意識の向上又は節電の徹底【11社】
- ・ 自社の電力使用量・エネルギー使用量・紙使用量の定期的な周知、省エネ機器の利用推進、その他の社員への啓発活動【5社】
- ・ ブラインドの利用【4社】
- ・ ビルオーナー・管理会社と共同で省エネ対策を推進
- ・ 地域冷暖房へ切替え
- ・ 土曜日営業の廃止
- ・ ガスタービンへの変更

以 上

証券業界における電力使用量等の推移等について

I. 証券業界における「本社・本店」(本社機能を有する施設を含む。)の電力使用量等について

1. 2006年度を基準年度とする会員証券会社等(基準年度比)

※ 2006年度の本社・本店(本社機能を有する施設を含む。)における使用量を基準に2008年度から2012年度までに6%の削減を目指す。

(小数点第1位まで表示)

	2010年度 (平成22年度)	基準年度(2006年度)比		2009年度 (平成21年度)	基準年度(2006年度)比		2008年度 (平成20年度)	基準年度(2006年度)比		2007年度 (平成19年度)	基準年度(2006年度)比		2006年度 (平成18年度)
		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率	
会員数(社)	268	2	0.8%	278	12	4.5%	297	31	11.7%	291	25	9.4%	266
電力使用量(kWh)	159,918,238	▲21,503,492	▲11.9%	168,133,732	▲13,287,999	▲7.3%	189,154,946	7,733,215	4.3%	195,012,648	13,590,917	7.5%	181,421,731
総床面積(m <sup>2</sup> )	503,928	▲32,495	▲6.1%	531,065	▲5,358	▲1.0%	610,255	73,832	13.8%	608,901	72,478	13.5%	536,423
1m <sup>2</sup> 当たりの電力使用量(kWh)	317.3	▲20.9	▲6.2%	316.6	▲21.6	▲6.4%	310.0	▲28.2	▲8.4%	320.3	▲17.9	▲5.3%	338.2

2. 2002年度を基準年度とする会員証券会社等(基準年度比)

※ 2002年度の本社・本店(本社機能を有する施設を含む。)における使用量を基準に2003年度から2012年度までに12%の削減を目指す。

(小数点第1位まで表示)

	2010年度 (平成22年度)	基準年度(2002年度)比		2009年度 (平成21年度)	基準年度(2002年度)比		2008年度 (平成20年度)	基準年度(2002年度)比		2007年度 (平成19年度)	基準年度(2002年度)比		2006年度 (平成18年度)	2002年度 (平成14年度)
		増減値	増減比率											
会員数(社)	15	▲1	▲6.3%	15	▲1	▲6.3%	15	▲1	▲6.3%	16	0	0.0%	16	16
電力使用量(kWh)	93,205,625	7,183,695	8.4%	93,773,202	7,751,272	9.0%	101,033,742	15,011,812	17.5%	100,738,470	14,716,540	17.1%	87,951,778	86,021,930
総床面積(m <sup>2</sup> )	261,240	34,586	15.3%	245,028	18,374	8.1%	279,267	52,613	23.2%	275,499	48,845	21.6%	251,149	226,654
1m <sup>2</sup> 当たりの電力使用量(kWh)	356.8	▲22.7	▲6.0%	382.7	3.2	0	361.8	▲17.7	▲4.7%	365.7	▲13.9	▲3.7%	350.2	379.5

【参考】全会員の対前年度比

(小数点第1位まで表示)

	2010年度 (平成22年度)	前年度(2009年度)比		2009年度 (平成21年度)	前年度(2008年度)比		2008年度 (平成20年度)	前年度(2007年度)比		2007年度 (平成19年度)	前年度(2006年度)比		2006年度 (平成18年度)
		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率	
会員数(社)	283	▲10	▲3.4%	293	▲19	▲6.1%	312	5	1.6%	307	25	8.9%	282
電力使用量(kWh)	253,123,863	▲8,783,071	▲3.4%	261,906,934	▲28,281,754	▲9.7%	290,188,688	▲5,562,431	▲1.9%	295,751,118	26,377,609	9.8%	269,373,509
総床面積(m <sup>2</sup> )	765,168	▲10,924	▲1.4%	776,092	▲113,430	▲12.8%	889,522	5,122	0.6%	884,400	96,828	12.3%	787,572
1m <sup>2</sup> 当たりの電力使用量(kWh)	330.8	▲6.7	▲2.0%	337.5	11.2	0	326.2	▲8.2	▲2.4%	334.4	▲7.6	▲2.2%	342.0

II. 証券業界における「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等について

(小数点第1位まで表示)

	2010年度 (平成22年度)	前年度(2009年度)比		2009年度 (平成21年度)
		増減値	増減比率	
会員数(社)	283	▲10	▲3.4%	293
エネルギー使用量(kl)	130,494	▲2,890	▲2.2%	133,384
電力使用量(kWh)	455,159,160	▲11,368,603	▲2.4%	466,527,763
総床面積(m <sup>2</sup> )	1,900,270	▲1,378	▲0.1%	1,901,649
1m <sup>2</sup> 当たりの電力使用量(kWh)	239.5	▲5.8	▲2.4%	245.3

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

○ 2009年度以前の電力使用量等の訂正等の内容について

1. 2009年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準		全体	2006年度基準		全体	2006年度基準	
		2002年度基準	2002年度基準		2002年度基準	2002年度基準			
会員数 (社)	293	278	15	293	278	15	0	0	0
電力使用量 (kWh)	255,732,465	166,535,128	89,197,337	261,906,934	168,133,732	93,773,202	6,174,469	1,598,604	4,575,865
総床面積 (㎡)	786,799	532,299	254,500	776,092	531,065	245,028	▲ 10,707	▲ 1,234	▲ 9,472
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	325	312.9	350.5	337.5	316.6	382.7	12.5	3.7	32.2

2. 2008年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準		全体	2006年度基準		全体	2006年度基準	
		2002年度基準	2002年度基準		2002年度基準	2002年度基準			
会員数 (社)	312	297	15	312	297	—	0	0	—
電力使用量 (kWh)	291,208,829	190,175,087	101,033,742	290,188,688	189,154,946	—	▲ 1,020,141	▲ 1,020,141	—
総床面積 (㎡)	892,144	612,877	279,267	889,522	610,255	—	▲ 2,622	▲ 2,622	—
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	326.4	310.3	361.8	326.2	310.0	—	▲ 0.2	▲ 0.3	—

3. 2007年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準		全体	2006年度基準		全体	2006年度基準	
		2002年度基準	2002年度基準		2002年度基準	2002年度基準			
会員数 (社)	307	291	16	307	291	—	0	0	—
電力使用量 (kWh)	296,869,514	196,131,044	100,738,470	295,751,118	195,012,648	—	▲ 1,118,396	▲ 1,118,396	—
総床面積 (㎡)	887,186	611,687	275,499	884,400	608,901	—	▲ 2,786	▲ 2,786	—
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	334.6	320.6	365.7	334.4	320.3	—	▲ 0.2	▲ 0.4	—

4. 2006年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準		全体	2006年度基準		全体	2006年度基準	
		2002年度基準	2002年度基準		2002年度基準	2002年度基準			
会員数 (社)	282	266	16	282	266	—	0	0	—
電力使用量 (kWh)	270,166,321	182,214,543	87,951,778	269,373,509	181,421,731	—	▲ 792,812	▲ 792,812	—
総床面積 (㎡)	793,665	542,516	251,149	787,572	536,423	—	▲ 6,093	▲ 6,093	—
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	340.4	335.9	350.2	342.0	338.2	—	1.6	2.3	—

(注1) 電力使用量及び総床面積については少数点第1位を四捨五入、1㎡当たりの電力使用量については少数点第2位を四捨五入している。

(注2) 「2006年度基準」とは、2006年度の電力使用量を基準として、2008年度から2012年度までに6%の削減を目指す会員に係る基準をいい、「2002年度(基準年度)」とは、2006年度の電力使用量を基準として、2003年度から2012年度までに12%の削減を目指す会員に係る基準をいう。

(注3) 電力使用量等の訂正等の主な理由については、計算内容に誤りがあったことや対象となる「本社・本店」の範囲の誤りなどによるものである。

## 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 11 月 15 日

日本証券業協会

### I. 改正の趣旨

今般、金融商品取引法施行令等の一部の改正が行われ（平成 23 年 8 月 30 日公布、同年 12 月 1 日施行）、何人も増資公表後新株等の発行価格決定までの間に空売りを行った場合に、当該増資に応じて取得した新株等により空売りに係る借入れポジションの解消を行ってはならないとされるとともに、金融商品取引業者等が顧客に新株等を取得させようとするときには、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法によりこの規制の内容を適切に通知することとされた。

今般、この改正への円滑な対応のため、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

### II. 改正の骨子

- (1) 主幹事会員は、金融商品取引所に上場されている株券等と同一の銘柄の株券等の募集又は売出し（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 15 条の 5 に定める期間がない場合を除く。以下同じ。）の引受けを行うに当たっては、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 26 号イ及びロに掲げる事項を当該募集又は売出しに係る目論見書に記載するよう、当該株券等の発行者に要請しなければならないこととする。

(第 23 条の 2)

- (2) 会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 26 号の通知を顧客に対して行った場合は、当該顧客に対して当該通知の内容を説明するよう努めなければならないこととする。

(第 38 条)

- (3) その他所要の整備を図る。

### III. 施行の時期

この改正は、平成 23 年 12 月 1 日から施行し、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日が平成 23 年 12 月 1 日以後の日である場合における株券等の募集又は売出しの引受けについて適用する。

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 11 月 15 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>第 3 章 発行者に対する確認及び開示要請</b></p> <p><u>(空売りに関する規制の目論見書への記載の要請)</u></p> <p><b>第 23 条の 2</b> <u>主幹事会員は、金融商品取引所に上場されている株券等と同一の銘柄の株券等の募集又は売出し（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条の5に定める期間がない場合を除く。以下この条において同じ。）の引受けを行うに当たっては、金商業等府令第123条第1項第26号イ及びロに掲げる事項を当該募集又は売出しに係る目論見書に記載するよう、当該株券等の発行者に要請しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 雑 則</b></p> <p><u>(空売りに関する規制の説明)</u></p> <p><b>第 38 条</b> <u>会員は、金商業等府令第123条第1項第26号の通知を顧客に対して行った場合は、当該顧客に対して当該通知の内容を説明するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(この規則の一部の適用除外)</u></p> <p><b>第 39 条</b> ( 現 行 ど お り )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 12 月 1 日から施行し、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された</p>	<p><b>第 3 章 発行者に対する確認及び開示要請</b></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 雑 則</b></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><u>(この規則の一部の適用除外)</u></p> <p><b>第 38 条</b> ( 省 略 )</p>

新	旧
日又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日が平成23年12月1日以後の日である場合における株券等の募集又は売出しについて適用する。	

## 分別管理に関する監査法人等による監査結果等

平成23年3月末の会員会社総数293社のうち、顧客資産の分別管理の状況に関して監査法人等による外部監査等の対象となる会社は227社<sup>(注)</sup>で、それらに対する外部監査等の実施状況と結果概要は以下のとおりです。

(注) 顧客資産の預託を受けていない会社や廃業した会社等は対象外となります。

### 1. 外部監査等の実施状況

◇ 実施済みの会社 226社<sup>(注1)</sup>

◇ 未実施の会社 1社<sup>(注2)</sup>

(注1) うち法令遵守に関する検証業務 133社  
合意された手続き業務 93社

(注2) 当該社は、平成23年8月12日関東財務局から金融商品取引業の登録取消処分を受けた新東京シティ証券㈱。

### 2. 外部監査等の結果概要

すべての会員について、顧客分別金及び顧客有価証券の分別管理に問題が発見された旨の報告はありませんでした。

以 上

## IOSCO/SROCC中間会合及び研修セミナーの様様について

平成 23 年 11 月 15 日

日本証券業協会

平成 23 年 10 月 31 日 (月) ~ 11 月 3 日 (木)、台北において、IOSCO/SROCC (証券監督者国際機構/自主規制機関諮問委員会) (参考参照) による下記の会合が開催された。本協会からは、SROCC 議長である大久保副会長ほかが出席した。

### 1. IOSCO/SROCC 中間会合 (10 月 31 日 (月))

SROCC 中間会合には 23 のメンバー機関より 36 名が出席し、以下のとおり、ゲスト・スピーカーによる講演、IOSCO 事務局からの報告、ワーキング・グループによる討議、その他メンバー間のディスカッションが行われた。

#### 1) アジアの視点から見た 21 世紀の市場規制

ゲスト・スピーカーとして招いた台湾先物取引所の Naikuan Huang 副総裁が金融・資本市場における今後の規制のあり方について見解を述べた。同副総裁は、規制緩和が金融技術のイノベーションを促し、取引手法を多様化させた反面、複雑な仕組み商品への不十分なリスク認識に基づく過度な投資が金融危機を招き、その後も高頻度取引や市場の分断が公正な価格形成を阻害しているとの懸念が強まっていること、欧米では金融危機前の行き過ぎた規制緩和から危機後は一転して規制強化の方向へ大きく変化していることを指摘しながら、市場の公正性と効率の双方を勘案しながら、金融市場の健全な発展を可能にするバランスのとれた規制が必要であることを強調した。

#### 2) IOSCO の戦略・組織の見直し

Greg Tanzer IOSCO 事務局長が、G20 や金融安定化理事会 (FSB) の提言を踏まえた、今後の IOSCO の業務戦略の下での 3 つの重点分野 (証券市場規制に関する国際的な政策・基準設定、新たなリスク (システミック・リスク) への対応、規制機関の能力向上) について説明した。

#### 3) IOSCO の投資者教育への取組み

Greg Tanzer IOSCO 事務局長より、G20 等における提言を踏まえ、IOSCO においても投資家教育への取組みを強化するため、IOSCO メンバーに対し投資家教育への取組みに関するサーベイを実施し、今後その結果を踏まえ IOSCO においてベスト・プラクティスを策定する予定であることが紹介された。

#### 4) Regulatory Staff Training Working Group

本WGでは、今回台北で開催する研修セミナーのプログラムを確認するとともに、来年11月にトルコ資本市場仲介業協会（TSPAKB）の主催によりイスタンブールで開催が予定される次回研修セミナーのプログラムが検討され、次回のトピックとして、以下の諸点を取り上げることが合意された。

- ・透明で一貫性のある規制プロセス
- ・規制における国際協力
- ・格付け機関
- ・取引所・取引システムへの監督・透明性の確保
- ・市場における不正行為の防止
- ・仲介業者・証券外務員の資格認定
- ・投資者からの苦情処理（ケース・スタディ）

具体的なプログラムの策定、スピーカーの選定については、米国 FINRA、本協会のほか、これまでセミナーを主催した経験のある欧州 ICMA、ブラジル ANBIMA、台湾証券取引所が協力していくこととなった。

#### 5) Ahead of The Curve Working Group

本WGでは、各国における証券市場の自主規制における最近の課題・取組みにつき情報交換を行った。紹介された主な課題・取組みは以下のとおり。

ICMA（欧州）：欧州の動向について以下の諸点を報告

- ①規制改革のコスト等ネガティブなインパクトへの懸念——欧州における改定金融商品市場指令（MiFID II）及び改定市場濫用指令（MAD II）による規制改革は、規制コストや市場取引へのインパクトが十分検討されておらず、欧州の債務危機で経済状況が悪化する中で金融・経済に甚大な悪影響を及ぼす懸念が高まっている。
- ②新たな仕組み商品のリスク——シンプルな商品（株式、債券、現物資産を裏付けとするETF）を基に組成した仕組み商品が次々に作られており、規制機関のチェックが働かないままハイリスクの商品が販売されている例もある。これら商品をチェックする体制を当局あるいは業界の自主規制でつくる必要が指摘されている。
- ③中央清算機関（CCP）の役割——CCPが参加メンバーの決済を保証する機能、あるメンバーの決済不能が連鎖して他のメンバーの破たんを招くことを防止するための「最後の貸し手」としての役割についての議論が高まっている。特に CCP は中央銀行の緊急融資先とすべきか、連鎖破たんを回避するため、商品ごとに別々の CCP を設けるべきか等の諸点が議論されている。

JSDA、東証（日本）：本協会からは、最近もしくは現在検討中の課題として、ソーシャル・メディアを通じた広告への規制のあり方、理解しやすい説明及び説明書面、OTC デリバティブに関するインベスター・アラート、格付け情報の利用のあり方、ライツ・オファリングに関する自主規制を紹介。東証からは、高頻度取引（HFT）が市場ニュートラルであるとの実証分析結果の報告があった。

FINRA (米国) : 営業目的の連絡のためのソーシャル・メディアの利用に関する指針、金価格急騰に伴い増加した金投資関連の詐欺行為に関するインベスター・アラートについて報告。また、通常の金融商品が低金利・低運用利回りとなる中で、内容を十分に理解しないまま、ハイリスク/ハイリターンの商品に投資する投資家が増えていることを踏まえ、FINRA が7月に改訂・発出したインベスター・アラートについて紹介。なお、FINRA は、米国における投資顧問業の自主規制機関創設 (FINRA がその機能を担う用意があることを表明している) にも言及した。

ANBIMA (ブラジル) : 証券化商品投資ファンド (消費者ローン組成ファンド等) についての情報開示規制の導入、個人投資家向け投資ファンドの情報開示の強化、仲介業者の内部管理の強化 (顧客情報の管理、最良執行原則、利益相反への対処等) に関する自主規制の強化について報告。

## 6) SROCCの今後の活動

今回の会合での議論を踏まえ、以下の諸点にSROCCとして積極的に取り組むことが合意された。

- ① IOSCO 専門委第3常設委員会 (SC3) における投資家教育のあり方についての検討への協力
- ② Ahead of The Curve Working Group において日米を含む複数のメンバーから問題提起のあったソーシャル・メディアを利用した広告・営業活動のあり方についての意見・情報交換
- ③ 今回会合から新規メンバーとして参加した LCH Clearent からの提案を踏まえ、OTC デリバティブの決済システムに関する各国の検討状況についての情報交換

## 7) 今後の会合予定

次回SROCC会合は、IOSCO年次総会の一環として、来年5月第三週に中国 北京で開催すること、及び、次回中間会合は来年11月6日 (火) に、研修セミナーの直前にトルコ イスタンブールで開催することが合意された。

## 2. IOSCO/SROCC研修セミナー (11月1日 (火) ~11月3日 (木))

本セミナーは、IOSCO/SROCC及び新興市場委員会 (Emerging Markets Committee: EMC) のメンバー機関のスタッフを対象に、IOSCOの公式イベントとして、本協会、米国 FINRA、台湾証券取引所、台湾金融監督委員会の共催により開催された。

セミナーでは、自主規制機関の役割 (自主規制機関の独立性と利益相反への対処、検査・市場モニター等規制のエンフォースメント)、証拠金取引、空売り規制、発行体による情報開示のあり方 (IPOプロセス、登録が免除される募集形態)、ETF その他新商品、仲介業者の内部管理 (所要自己資本、リスク管理、破たん時の顧客保護) について、講義、パネル・ディスカッション、参加者のグループ・ディスカッションを行った。

セミナーのスピーカーとして、台湾金融監督委員会副委員長、香港の規制当局幹部のほか、SROCCのメンバーである自主規制機関 (本協会、東証、米 FINRA、加 IIROC、欧州 ICMA、ブラジル ANBIMA、韓国 KOFIA、台湾証券取引所、トルコ資本市場仲介者協会等) が講師を務めた。

SROCCは、これまで米国（2008年12月）、英国（2010年1月）、ブラジル（2010年11月）において同種のセミナーを開催しているが、今回のセミナーには、講師を含め25カ国（地域）<sup>1</sup>から106名が参加した。内訳は、アジア76名、中東7名、欧州5名、アフリカ5名、北米4名、中南米7名、オセアニア1名、国際機関1名である。

本セミナーでは、先進国・新興市場国の規制当局・自主規制機関のスタッフが各国の最近の規制改革の動き等について活発な議論を展開した。参加者からは、証券市場の規制に関する重要なテーマをカバーするプログラムであり、極めて有意義であったとの評価を受けた。各国の規制の実態について相互理解を深めるとともに、規制当局や自主規制機関の国際的ネットワークの形成の見地から、このセミナーはIOSCO/SROCCの重要な活動の一つとなっていると考えられる。SROCCでは、今後今回のセミナーの評価も踏まえ、次回のトルコにおけるセミナーに向けて内容の一層の充実・改善を図っていくことが合意された。

以上

---

<sup>1</sup> 参加国（地域）は、日本、韓国、台湾、香港、マレーシア、タイ、インド、スリランカ、トルコ、オーストラリア、英国、スイス、ポーランド、ロシア、サウジアラビア、オマーン、パレスチナ、エジプト、ケニア、カーボベルデ、ナイジェリア、カナダ、米国、ブラジル、コロンビアの25カ国（地域）。

## IOSCO及びSROCCの概要

### ・ IOSCO (International Organization of Securities Commissions) の沿革

証券監督者国際機構。国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立すること等を目的に設立された国際組織。1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟した。1986年のパリ総会において、現在のIOSCOという名称に改められた。我が国では、金融庁が普通会员として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所が賛助会員として、それぞれ加盟している。

### ・ SROCC (SRO Consultative Committee)の沿革

自主規制機関諮問委員会。1989年に設置され、IOSCOにおける各国の自主規制機関による提言策定、意見・情報交換の場として機能している。同委員会では、現在、市場における問題の早期発見、自主規制機関のスタッフ研修等の課題に取り組んでいる。現在本協会大久保副会長が議長を務めている。

### ・ IOSCOの組織

